

保護者様

勝浦市立勝浦中学校長 岡安 和彦

新型コロナウイルス感染症・オミクロン株の特性を考慮した対応について(一部変更)

オミクロン株の感染急拡大に伴い、感染拡大防止の観点から、下記の対応等についてお願い致します。

記

1 発熱時、検査実施、陽性者判定、濃厚接触者の指定時の連絡(早期連絡)

「発熱等の顕著な症状があった時点」、「検査結果が陽性と判明した時点」で、速やかに学校に連絡をお願い致します。学校は、保護者からの連絡を受けて、市教育委員会・保健所・学校医と休業措置などを協議します。その主な理由は、次の通りです。

① 学校内で感染を拡げない	② 家庭・社会に感染を拡げない
学校内で感染防止対策を講じていますが感染リスクは「0」ではありません。 学校は性質上、クラスターが発生しやすい場所です。	早期に濃厚接触者を特定することにより、外出制限や家庭内隔離などの感染拡大防止措置が講じられる。 社会的機能の維持が図られる。
■ 学校内での感染拡大防止の対応や休業措置などの検討が早めに行えます。 ■	

2 学校関係者に陽性者が確認された後の対応

保健所が示す基準に基づき、生徒・教職員等(陽性者)、保護者、関係生徒(必要に応じて)から聞き取りを行います。濃厚接触者候補者リスト等を市教育委員会、保健所に提出します。(発症日または陽性判定の2日前までが対象)※積極的疫学調査

3 臨時休業等の対応(休業の判断は、市教育委員会・保健所・学校医と協議して決定)

休業の期間については、臨時休業の開始日から概ね数日から5日程度(土日祝日を含む)

①休業1:濃厚接触者を特定するまでの期間

学校で感染が拡がる可能性が低い場合には、臨時休業を行わない。

②休業2:濃厚接触者の特定後、校内で感染が拡がる恐れが低いと判断されるまでの期間

濃厚接触者がいないなど、学校内で感染が拡がる可能性が低い場合には、休業2を行わない。

※登校再開前に、該当学級等については、抗原検査キットを用いて検査を実施する。(市内の医療体制の逼迫状況等によっては、検査キットを提供できない場合もあります。)

■ 以下、再通知となる内容ですが、必ずご確認ください。

4 朝の検温・健康観察の実施

①自宅での検温・健康観察 + ②昇降口での検温 = ダブルチェックの実施

(裏面に続く)

5 登校前に、発熱、のどの痛み、咳等の風邪症状がある場合

- ①生徒本人、同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合は、自宅での休養を徹底してください。(倦怠感、喉の違和感などの症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合も同様)
- ②同居する家族が勤務する職場、学校で陽性者が確認されたなどの場合で、登校に不安がある場合は、学校に相談してください。

※①・②の理由で学校を休んだ場合、欠席にはなりません。

6 次のような場合は、学校(夜間等:市役所)に連絡をお願いします。

- ①病院等の検査(PCR・抗原検査)により、陽性者となった。
 - ②保健所から、濃厚接触者(生徒本人・同居家族)に指定されたと連絡があった。
 - ③自前の抗原検査キットで、陽性判定が出た。
 - ④発熱等の症状があり、病院を受診して検査(①と同じ)を行った。(検査結果待ちの状況)
 - ⑤2日前までに接触のあった人が、陽性判定、濃厚接触者の指定をされた。
- ※①～④は、自宅待機となります。⑤は、接触状況等を聞き取りして、自宅待機をお願いするかの判断をします。

7 連絡先

- ①学校稼業日:午前7時30分～午後7時 ☎73-0135
 - ②学校稼業日:午後7時以降、稼業日以外:土日祝日 ☎73-1211 市役所(代表番号)
- ・連絡の流れ:保護者→市役所→教育委員会→学校→保護者
- ※学年・学級、生徒氏名、内容、保護者の連絡先を伝えてください。

8 学校からの保護者への連絡

- ①「学校から連絡する場合」
学校関係者(生徒、教職員等)が、陽性者・濃厚接触者となり、学校の教育活動に影響(学級閉鎖等)する場合は、連絡メールで連絡します。
- ②「学校から連絡しない場合」
学校関係者(生徒、教職員等)が、陽性者・濃厚接触者となった場合でも、学校の教育活動に影響がない場合は、連絡しません。学校からの連絡がない場合は、学校の教育活動に影響がないとお考え下さい。

9 在校中に急な発熱等の体調不良があった場合

- ①校内で、隔離措置をして保護者に引き渡します。引き渡しの際、「抗原検査キット」を配付します。帰宅後に検査を実施して、結果を学校に連絡してください。(任意実施)
- ②帰宅後、検査の実施の有無に関わらず、症状、体調をみて医療機関を受診してください。
- ③検査結果が陽性だった場合は、学校はその時点で引き渡しによる一斉下校を実施します。ただし、状況によっては、学級、学年での下校の場合もあります。

10 偏見・差別、誹謗中傷の防止

陽性者・濃厚接触者の特定、不必要な詮索、不確かな情報の拡散、偏見・差別、誹謗中傷の防止について学校でも指導しますが、ご家庭におきましても、お子様に対しましてご指導くださるようお願い致します。